第25期東京都自然環境保全審議会 第2回鳥獣部会 速 記 録

令和3年12月1日(水)WEBによるオンライン会議

○千田計画課長 こんにちは。環境局自然環境部計画課長、千田でございます。

定刻になりましたので、第2回「鳥獣部会」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、ウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声が途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。何か不具合がございましたら、Teamsのチャットで御連絡いただくか、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態としていただきまして、御発言になる場合はTeamsの挙手機能を使用してください。部会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。また、カメラにつきましては、こちらからの指示がなければ、常に映っている状態にしていただければと存じます。

続きまして、鳥獣部会の定足数について御報告いたします。

本日は、鳥獣部会に所属する委員と臨時委員の皆様、7名中6名の皆様に御出席いただい ておりますので、審議会規則の規定によりまして、会議は成立しておりますことを御報告い たします。

続きまして、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除して一言お返事いただきますよう、お願いいたします。

まず、山﨑部会長でございます。よろしくお願いします。

- ○山﨑(晃)部会長 山﨑です。今日はよろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 続きまして、石井委員でございます。
- ○石井委員 石井です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、髙橋委員、お願いします。
- ○髙橋委員 どうも、髙橋です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、田尻委員でございます。
- ○田尻委員 田尻です。よろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 続きまして、山﨑靖代委員でございます。
- ○山﨑(靖)委員 山﨑です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 続きまして、八尾委員でございます。

- ○八尾委員 東京都猟友会、八尾でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 皆様、本日はよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介させていただきます。

環境局自然環境部長の和田でございます。

- ○和田自然環境部長 自然環境部長の和田でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、森林再生担当課長の佐藤でございます。
- ○佐藤森林再生担当課長 佐藤です。どうぞよろしくお願いします。
- ○千田計画課長 続きまして、多摩環境事務所長の近藤でございます。
- ○近藤多摩環境事務所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○千田計画課長 同じく多摩環境事務所自然環境課長のウエナカでございます。
- ○上中多摩環境事務所自然環境課長 上中です。よろしくお願いします。
- ○千田計画課長 本日は傍聴の申出はございませんでしたので、この場でお知らせいたします。

そういたしましたら、ここからの議事進行は部会長にお願いしたいと存じます。山﨑部会 長、部会の開会をお願いいたします。

〇山崎(晃)部会長 それでは、第25期東京都自然環境保全審議会の第2回の鳥獣部会を開催したいと思います。今日はよろしくお願いいたします。

早速、審議に入りたいと思いますけれども、まず、本日の議事につきまして、御説明いたしたいと思います。

本日の審議案件ですけれども、諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」ということになります。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いできますか。

○佐藤森林再生担当課長 森林再生担当課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、事前に委員の皆様方にメールで送付させていただいております。昨日、本日と何度も資料を差し替えさせていただきまして、申し訳ありませんでした。

本日のお昼頃にメールでお送りさせていただいておりますが、そこのメールの中にホームページのURLが貼りつけてございます。そちらに最新のものをアップしてございますので、もしまだダウンロードなどをされていない方は、そちらから落としていただければと思います。それでは、資料の確認をいたします。

資料1-1 第13次東京都鳥獣保護管理事業計画(素案)

資料1-2 新旧対照表

資料2-1 第13次鳥獣保護管理計画の概要

資料2-2 生息地回廊について

資料2-3 ウミネコの被害状況及び対策について

資料2-4 ムクドリについて

資料2-5 苦痛を与えない方法について

資料2-6 錯誤捕獲について

資料2-7 担い手育成について

資料2-8 傷病鳥獣について

資料3 今後のスケジュール

参考資料1-1 第12次鳥獣保護管理計画

参考資料1-2 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針でございます。先般、10月に告示されたものでございます。

その他、第2回鳥獣部会会議次第と委員名簿を配付してございます。お手元にございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、おそろいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

かなりたくさん資料があります。今日は一応5時半までという予定ですけれども、円滑な 議事進行に協力いただければと思います。

それでは、諮問第468号の審議に入りたいと思います。

今回は、前期に引き続きの審議ということですかね。あと、委員の入れ替わりもありましたので、前回の審議の内容などを簡単に事務局のほうから御説明いただいた後、資料の説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 ただいま部会長からお話がありましたとおり、前回の経緯も含めて簡潔に御説明していきたいと思います。

資料の説明につきましては、資料2-1から2-8まで順番に御説明していきます。主な変更点といいますか、課題について御説明しまして、その後、13次鳥獣保護管理事業計画の素案について、新旧対照表のほうで確認していく流れで御説明させていただきたいと思っております。

また、質疑については、各資料の説明ごとに、それぞれ一度止めてお受けしたいと思って おります。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-1から御説明していきたいと思います。共有されていますでしょうか。 それでは、まず、資料2-1から御説明してまいります。

御案内のとおり、10月26日にいわゆる基本指針が環境省より告示されております。東京都では、この基本指針に基づきまして第13次鳥獣保護管理事業計画を策定していくわけなのですけれども、今回、事業計画の素案について御検討いただきたく、御説明させていただきます。

内容につきましては「第13次鳥獣保護管理事業計画策定のための検討事項について(案)」の1番、その後、ちょっとたくさんございますけれども、主な検討課題と対応方針の確認と御意見を頂きまして、最後に、先ほどお話ししたとおり、事業計画の素案につきまして、確認いただくという順番で御説明してまいります。

それでは、資料2-1でございますが、第13次鳥獣保護管理事業計画策定のための検討事項ということで、概要となっております。

現在、東京都のほうで考えております計画事項なのですけれども、課題としまして全部で (1) から (6) までの事項を考えております。ここの中で◎になっているところなのですけれども、こちらにつきましては、さきの第24期の鳥獣部会のときに一度御審議いただいている内容となります。

「(1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」でございますが、こちらでございます。第13次計画期間中に期間満了となる10地区につきましては、引き続き延長するということで、前回、御審議、了承いただいております。

2点目としましては、後ほど御説明しますけれども、鳥獣保護区(生息地回廊)の新規指 定の考え方について、御検討いただく予定でございます。

「(2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」でございますが、ツキ ノワグマにつきましては、第13次計画期間中においても、引き続き狩猟禁止鳥獣ということ で継続を考えております。

また、昨今の都心部で問題になっておりますウミネコとムクドリにつきまして、被害状況 及び有害鳥獣捕獲の予察対象種として指定していくことについての御検討をいただきます。

また、こちらの捕獲指定鳥獣を致死させる場合のできるだけ苦痛を与えない方法について、電気止め刺しの採用等について御検討いただく。また「錯誤捕獲の防止」の項目についても、

後ほど御検討いただきます。

3つ目としましては、特定猟具使用禁止区域などの部分なのですけれども、こちらにつきまして、やはり13次計画期間中に満了となる6地区の期間を延長するということで、先般の部会で了承を頂いております。

- 「(4)特定計画に関する事項」でございますが、第2種シカ管理計画の改定でございます。こちらのほう、現在、シカ管理計画検討会で鋭意検討を進めております。次回の鳥獣部会で御確認といいますか、御検討いただく予定でございます。
- 「(5) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項」といたしまして、都における鳥獣保護管理の担い手育成について御検討いただきます。

最後に「(6) その他」といたしまして、先般の部会でも確認いただいておりますが、イノシシを救護対象から除外すること、あるいは市街地出没の対応の強化といったところについては、御了承いただいております。今回は傷病鳥獣救護の基本的な対応についてというところと、救護対象種の追加の是非について、御検討いただくというところでございます。また、鉛中毒の発生防止の項目、あるいは感染症についての項目を記載するというところを後ほど御確認いただく予定でございます。

今、御説明した6つの課題につきまして、左が第12次で、右側が第13次事業計画の予定なのですけれども、こちらのほうに当てはめてございます。後ほど御確認いただければと思います。

それでは、主な課題について、順番に御説明してまいります。

まず、資料2-2「生息地回廊について」からでございます。

こちらの生息地回廊の検討の経緯なのですけれども、前回の鳥獣部会におきまして、委員のほうから、都において生息地回廊の指定について検討しているのか。また、大型哺乳類の市街地出物の対策の一つとして位置づけられるのではないかという御意見を頂いたところです。その後、御意見に基づきまして検討した内容でございます。

まず、基本指針に定める生息地回廊の定義なのですけれども、①と②の2つございます。 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥 獣の移動経路となっている地域、また、2つ目としましては、生息地が分断された鳥獣保護 区を指定することにより、鳥獣の移動経路として機能が回復する見込みのある地域のうち、 必要な地域とされております。こちらがそのイメージの図となっております。

東京都においてこのような地域が存在するのかということで、フローでちょっと整理して

みたのがこちらでございます。

まず、生息地が分断された鳥獣があるかどうかという判断でございます。その後、もしある場合には、移動経路となる地域を抽出する、あるいは移動経路として回復が見込める地域を抽出し、存在するとなれば、こちらで鳥獣保護区に指定していくという流れになっております。また、分断化された鳥獣はいないということであれば、引き続きこの生息状況について、情報収集を継続するといった形であるという考え方になっております。

まず、こちらのフローに基づきまして、生息地が分断された鳥獣の有無について検討して まいりました。

こちらになりますが、都におきまして大型哺乳類、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマになろうかと思いますけれども、そちらにつきまして、既存の生息状況調査結果を基に分断の有無について確認してみたところです。いずれも西多摩地域の森林を主な生息地としておりまして、こちらが生息分布図なのですけれども、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、徐々に東部に分布域を拡大させているところです。

生息状況調査等によりますと、生息地の分断については報告されておりませんでした。また、生息状況について十分把握されていない種もあることを考慮いたしまして、先ほどのフローの第2ステップである、ここの移動経路となる地域の抽出、あるいは移動経路として回復を認める地域があるかというところも検討してみました。

まず、移動経路となる地域というところなのですけれども、こちらにありますとおり、多 摩川、荒川等の大規模河川やその周辺に分布する河畔林、樹林帯等が移動経路として考えら れるところです。

特に多摩川のほうは、大型哺乳類の主な生息域である多摩地域から東京湾まで125キロにわたって、既に多摩川鳥獣保護区として指定されているところです。また、多摩川上流でございますけれども、そこには御岳鳥獣保護区も既に指定済みというところで、大型哺乳類を含む鳥獣にとって、生息域の連続性が確保されて移動経路として機能しているものと考えております。

また、荒川についてなのですが、荒川は人口が密集している区部を流れておりまして、整備された護岸によって、中型・小型哺乳類、鳥類については、移動経路として機能すると考えておりますが、そもそも都市部に生息域を持たない大型哺乳類の移動経路にはならないのかなと考えております。

なお、近年、ニホンジカやニホンザル等がこういった河川を利用して都市部に出没する事

例が発生しているところです。こういった鳥獣の市街地出没対応につきましては、今後、自 治体、警察と連携して対応する体制作りに努めてまいります。

もう一つの定義でございます。移動経路としての機能が回復する見込みのある地域の検討でございます。こちらのほうなのですけれども、都内に生息する大型哺乳類について、生息域の分断による個体群の影響というのは報告されていないというところ、あるいは既存の鳥獣保護区において、多摩地域における連続性も確保されているというところで、このことから、移動経路としての機能が回復する見込みのある地域はないものと考えております。

こちらで表3.1にまとめてみましたけれども、大型哺乳類につきまして、生息地の分断による影響が報告されていないこと、移動経路となる地域として既存の鳥獣保護区により連続性が確保されていること、移動経路として回復する見込みのある緑地などの地域が存在しないことから、都としましては生息地回廊としての鳥獣保護区の指定は実施しない方針と考えております。

以上です。

- 〇山﨑(晃) 部会長 御説明ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明は資料 2-1 と 2-2 ということですかね。
- ○佐藤森林再生担当課長 資料2-2でございます。
- ○山﨑(晃)部会長 資料2-2までですよね。
- ○佐藤森林再生担当課長 そうです。
- ○山﨑(晃) 部会長 それでは、委員の皆さんからの質疑応答に入らせていただきたいと思います。

質問を受けてしまっていいのですよね。

- ○佐藤森林再生担当課長 はい。お願いいたします。
- 〇山崎(晃)部会長 では、御質問、御意見がございましたら、先ほど事務局からもありま したけれども、挙手機能を利用して御発言をよろしくお願いいたします。御質問のある方は いらっしゃいますか。

私、Teamsをいつもあまり使わないので、挙手がどこに出てくるのか分からないのですが、 写真の顔が出ているところに出てくるのですか。

- ○佐藤森林再生担当課長 画像といいますか、映像に手が出てくるはずでございます。
- ○山﨑(晃)部会長 分かりました。どなたも御質問、御意見はございませんか。 では、私は司会なのですけれども、1つだけ確認してもよろしいですか。

今、回廊の話があったのですが、大型哺乳類だけに着目されていましたが、中・小型の動物については、特に考慮しなくてもいいということなのですか。

○佐藤森林再生担当課長 申し訳ありません。決してそういうわけではないのですけれども、ただ、一応、生息地回廊の指定に当たりましては、やはり移動が容易なといいますか、鳥類や小型の獣類ではなくて、大型の哺乳類の移動経路といいますか、そういったものが確保されるというところが恐らく生息地回廊の定義として非常に重要なのかなというところで、今回は大型哺乳類というところに。大型哺乳類が移動できるところであれば、中小ももちろん容易に移動できるだろうというところもありまして、大型哺乳類に着目してこういった資料を検討・作成したところです。

○山﨑(晃) 部会長 ありがとうございます。

普通は中・小型のほうが移動にすごく制限を受けて、大型哺乳類が移動できるからといって、必ずしも移動できるとは限らないと思うのですけれども、趣旨については理解しました。 ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

- ○石井委員 石井ですけれども、よろしいですか。
- ○山﨑(晃)部会長 お願いします。
- ○千田計画課長 石井先生、お願いいたします。すみません。
- ○石井委員 この資料はあまり細かく見ていなかったのですが、今の山崎さんの指摘でどうかなと思ったのは、東京都のレッドリストの検討の際に、ムササビの生息地が分断されている。特に南多摩で問題になっているという指摘がありまして、留意種だったか、あるいは南多摩に関してはNTかVUに分類されているのですね。

中・小型の特に樹上性のものの影響を考えると、鳥獣保護区の設定まで問題になるかどうかというのは、少し詳しく調べてみないと分からないのですが、その点は少し検討が必要かなと思いました。今のこの段階でどこまでできるかというのはあるのですけれども、一応、その問題を指摘しておきたいと思います。

取りあえず以上です。

○山﨑(晃)部会長 石井委員、ありがとうございました。

私もムササビのことが念頭にあって、孤立した社寺林とかに残ってしまって、樹上を移動 する能力があまりないものですから、そこでどんどんいなくなってしまうということはある のかなと思いました。

事務局のほうから、今の石井委員のコメントに何かございますか。

○佐藤森林再生担当課長 その部分についても、この場ですぐ御返答はできないのですけれ ども、一度頂いて、また考えてみたいと思います。

ちなみに、大型獣類について特に着目したという部分につきましては、そもそも委員の方から頂いた意見というのが、市街地出没に資する部分があるのではないのかというお話も頂いたところで、では、大型哺乳類に着目して作ったという部分がございました。すみませんでした。

○山﨑(晃) 部会長 ありがとうございます。

これからどれぐらい反映できるか分かりませんけれども、一度考えていただくということで、事務局預かりでお願いいたします。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

私からは挙手が見えませんので、それでは、資料2-2については、以上とさせていただ きたいと思います。

続いて、資料2-3について、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 それでは、引き続き今度は資料2-3でございます。ウミネコについてでございます。

ウミネコについてですが、都内の沿岸部におきまして、2011年以降、ビルやマンションの屋上等での繁殖が確認されているところです。域内では約100羽程度の単位で建物の屋上に集団を形成しまして、繁殖をする事例なども出てきているということで、その建物の住人から鳴き声とかの騒音、あるいは糞害等の苦情が発生しているという状況です。そのため、事業計画に反映すべき内容であるか検討してみました。

まず、ウミネコの生態でございますけれども、東京は基本的には高所部での生息がほとんどとなっておりまして、繁殖期は4月から8月まで、屋上繁殖による苦情発生も同時期となっております。

また、東京都レッドリストにおきまして、ウミネコは留意種に選定しております。その理由としましては、数が少なく、都市部での繁殖であり、増減の傾向が不明であるためとされております。

ウミネコの区部における繁殖でございますけれども、1997年、不忍池で繁殖が確認され、 その後、池に隣接するマンションの屋上等で繁殖が確認されております。以降、台東区から 墨田区、江東区などに徐々に広がってきているというところです。

都における被害状況でございますけれども、現在、台東区、墨田区、江東区、中央区の4

区となっております。

こちらが苦情件数になっておりますけれども、最も苦情が多いのは江東区で、今年は206件苦情があったということで増加傾向でございます。また、次に多いのが中央区で58件の苦情があり、やはり増加傾向です。さらには墨田区、台東区となっております。台東区は最近は苦情件数が非常に減ってきているということで、区によっても動向は様々な状況でございます。

次に、ウミネコの被害に対する対策事例でございますが、各道府県の状況について調べて みたところなのですが、宮城県松島町でウミネコの糞害による松枯れが発生した事例がつか めたところですけれども、それ以外につきましては主なものがなくて、こういった都市部で 発生するウミネコによる被害というのは、東京都特有の事例となっているところです。

東京都におきましては、航空・航行障害によりましてウミネコに対する捕獲許可を与えた 事例がございますけれども、これまで生活環境被害を目的とした捕獲許可を出したことはご ざいません。

台東区、墨田区、江東区、中央区の各区にヒアリングをかけたところなのですけれども、 やはり3月から8月の時期には生活環境被害がひどいということと、区としては普及啓発に 努めておりまして、主な対策としては屋上の防除網の設置、屋上の縁へのテグスの設置など、 また、岩手県などでは農業被害対策としてドローンなども活用しているという事例も把握で きたところです。

東京都としての対応方針でございますけれども、これまで説明した状況を踏まえまして、 以下の内容を考えてございます。

まず、ウミネコの予察表への追加ということで、これは今後の営巣範囲の拡大、生活環境被害の増加を想定しまして、予察捕獲を可能とするよう計画への盛り込みを考えております。 ただ、先ほどもお話ししたとおり、レッドリストにおいての留意種であることから、個体数への影響を十分配慮しつつ、捕獲は4月から8月までの期間、そして、卵またはひなのみに限定してまいります。

2つ目としまして、ウミネコの生息状況及び被害状況の情報収集です。これは先ほどの4 区、関係自治体と連携いたしまして、情報共有を図ってまいります。また、有識者からも御 意見を頂こうと思っております。

3つ目としまして、今後の課題としまして、ウミネコの対策としてICT等を活用した事例が何かないかというところで、収集、情報発信を検討してまいります。

ウミネコについては、以上です。

○山﨑(晃) 部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、資料2-3のウミネコの件について、皆様から御意見があれば、よろしくお願いいたします。

特にございませんか。大丈夫ですか。

田尻委員、よろしくお願いいたします。

○田尻委員 ありがとうございます。田尻です。

こちらの意見については、前にも書面で述べさせていただいたのですけれども、ぜひ普及 啓発等を含めて、まずは営巣を妨害するという方向で進めていただければうれしいなと思い ます。

これはほとんど意見というか、感想ですので、以上です。よろしくお願いいたします。

○山﨑(晃)部会長 田尻委員、ありがとうございました。

事務局のほうでは、今の御意見を記録しておいていただければと思います。

- ○佐藤森林再生担当課長 はい。
- ○山﨑(晃)部会長 委員の方からほかに御意見、あるいは御質問等があれば、お受けしたいと思いますけれども、よろしいですか。

ひな、卵の以前に、できるだけ巣を壊すほうがいいのかなと私も思います。そのためには その前の普及啓発も大事かなと思いました。

それでは、次の資料の説明に移らせていただきます。今度は資料2-4でムクドリですね。 事務局、よろしくお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 それでは、次に、ムクドリの被害状況及び対策についてでございます。

ムクドリにつきましては、現行計画におきましても、既に農産物への加害鳥獣として記載されております。ですが、近年、ムクドリの集団の鳴き声による騒音、糞害などで生活環境被害が顕在化しております。本計画にムクドリの生活環境被害を追加するかどうかを検討してみました。

ムクドリの生態でございます。主に群れで生活しておりまして、夏から秋にかけて、ササ やぶや街路樹などに大集団でねぐらを作るということで、特に夏の時期には数百から数千の 群れが形成される場合がございます。著しい生活環境被害がもたらされております。

都内におけるムクドリの生息状況と生活環境被害について確認をしてみたのですが、23区

全てで生息が確認されたというところと、また、13区におきまして生活環境被害の発生を確認しております。

生活環境被害でございますが、区部に限らず市町村部でも見られておりまして、八王子を はじめとした多摩地域全域で苦情が発生しているという状況です。

ムクドリの生息数についてなのですが、東京都のデータではないのですけれども、全国調査の結果によりますと、住宅地率が80%以上の都市部では増加の傾向である。逆に60%以下の地域については、減少している傾向があるとされております。

ムクドリの生活環境被害の他道府県の状況としまして、8府県において12次計画の段階で予察表に記載がありました。ですので、この8府県での生活環境被害を含む全ての被害防止のためのムクドリの捕獲実績につきまして、数羽レベルから、愛知県は数千羽というレベルに及んでおりますけれども、捕獲実績がございます。

この8府県の中で、特にムクドリの捕獲数が多い4府県、千葉県、富山県、愛知県、大阪府を対象に、各府県に聞き取りといいますか、ヒアリングをかけたところでございます。事業計画におけるムクドリの生活被害の記載の経緯、現状についてヒアリングを実施したところなのですが、残念ながら、昔のことであまりはっきりしないといったところだったのですが、愛知県につきましては、市町村にアンケートを行った結果を反映して実施したというようなお話をいただきました。

対応につきましては、いずれも被害相談に応じて適宜対応しているということで、実際の 捕獲については、被害に遭った個人が対応していることが多いようでございます。道路や公 園などの公共の場については、市町村の所管部署が対応しているということでした。

ムクドリの対策としましては、特殊波動装置、ライト等の忌避器具、あるいはタカ類の追い払い、あるいは樹木の剪定など、様々な方法を使用しているところです。

効果については、一時的であったり、結局、ムクドリが移動した先でまた被害が発生した りというところで、限定的な効果にとどまっているのかなというところです。

捕獲方法については、市街地においては箱わなが主流でございました。農地等の開放空間では無双網等の使用もされているというところです。

都内における13次計画への考え方なのですけれども、ムクドリは留鳥として生息しておりまして、23区、多摩地区の都内全域で発生しているというところを踏まえまして、また、捕獲方法もある程度確立しているというところで、今回、13次計画におきましては、ムクドリの予察捕獲項目に「生活環境」を追加しまして、被害発生時期は「通年」、被害発生地域は

「23区内、多摩地域」として設定したいと考えております。 以上です。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ムクドリの件に関しまして、委員の皆さんから御質問、御意見があれば、よろ しくお願いいたします。

○田尻委員 田尻です。よろしいでしょうか。

確認なのですけれども、現時点で12次の計画のほうでは、被害の発生時期というのは「通 年」になっているのでしょうか。

- ○山﨑(晃)部会長 事務局、よろしくお願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 おっしゃるとおり、現時点でも「通年」で設定してあるところです。キャベツであったり、ホウレン草であったりといった農産物被害に対しまして、通年で設定してあるところです。
- ○田尻委員 ありがとうございます。

今回は特段ないのですけれども、捕獲以外の方法、例えば、糞害であれば何か屋根をつけるとか、そういったものも含めて、違う方法も幅広くまた御検討いただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○山﨑(晃)部会長 それでは、コメントだと思いますので、事務局のほうで記録をよろし くお願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 はい。
- ○山﨑(晃)部会長 ほかの委員の方はよろしいですか。

それでは、時間も限られていますので、次の資料の説明に移りたいと思います。

資料を何回も頂いているので、番号がダブっていたりするのですが、次は資料2-5「苦痛を与えない方法について」でよろしいですか。

- ○佐藤森林再生担当課長 はい。申し訳ありません。送り直したのが、資料の順番を変えさせていただいて、資料2-5「苦痛を与えない方法について」でございます。
- ○山﨑(晃)部会長 それでは、事務局のほうから御説明をお願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 それでは、資料2-5の「捕獲した鳥獣を致死させる場合のできる限り苦痛を与えない方法」でございます。

近年、殺処分の手法としまして電気止め刺し器が普及しつつあります。電気止め刺し器の 手法としましては、免許の取得の必要性がなかったり、出血も伴わないというところで、捕 獲従事者の負担を軽減させることが期待されるということから、致死させる場合の苦痛を与 えない方法として有望でございます。

また、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法ですけれども、2019年に法 改正が行われて、苦痛を与えない方法というのは国際的な動向に十分配慮するよう努めるこ とということが追加されたところです。

こういった背景から、今度の第13次計画におきまして、現行の鳥獣を致死させるための方 法が国際的動向に配慮されているものなのかどうかというところを改めて確認するとともに、 電気止め刺し器の使用について検討したところです。

検討に当たりましては、米国獣医学会のほうで発行する「個体数削減のためのガイドライン」と比較することといたしました。このガイドラインは、動物の致死方法について、内容が充実したものとなっておりまして、日本のみならず世界各国の文献等で引用されているガイドラインでございます。

それでは、こちらでそれぞれ比較といいますか、検討を御説明してまいります。

ちなみに、現行の12次計画で苦痛を与えない方法としては、全部で4つ記載されております。1つ目が、袋や箱等に入れた後に、高濃度の二酸化炭素の注入をする。2つ目が、第一種銃猟または第二種銃猟免許を受けた者による銃器の使用。3つ目が、獣医師または麻薬研究者による麻酔薬の投与。4つ目が、この3つの項目と同等と認められる方法となっております。

この4つの項目につきまして、それぞれガイドラインと比較したものが、現在見ていただいております表2.1になっております。

まず、袋や箱等に入れた後の高濃度の二酸化炭素注入に関する部分でございますが、こちらにつきましては、麻酔剤の代わりにイヌやネコ、アライグマ等に対して二酸化炭素を使用するということで、二酸化炭素は無味無臭でございまして、一定濃度の中で1~2分ほどで鎮静化されて、数分で呼吸停止・心停止に至るというところです。

この方法は、こちらのガイドラインにおいても、野生鳥獣や愛玩動物に対する措置として 望ましいとされておりまして、現行の計画と大きな違いはないと考えます。ただ、二酸化炭素の場合は、大型動物については、あまり有効ではないとされております。

2つ目につきまして、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許を受けた者による銃器の使用、いわゆる止め刺しでございますが、ガイドラインのほうでも、この方法につきましても、野生のげっ歯類とか肉食動物、有蹄類といった大型動物への使用にも望ましいとされておりまし

て、こちらについても計画と大きな違いはないと考えております。

3つ目の獣医師または麻薬研究者による麻酔薬の投与についてでございますが、こちらは対象鳥獣への麻酔薬の投与ということで、意識の消失、呼吸停止・心停止に至るという方法でございまして、こちらは一般的に苦痛といいますか、不安状態が少ないとされておりまして、中型哺乳類だけでなく、大型哺乳類の致死方法としても適しているとされています。ガイドラインにおきましても、鳥獣の種類による薬剤の変化等、幾つかの制約はございますけれども、緊急時には最も望ましい致死方法とされております。

ということで、この3つに関しましては、現行計画につきましても、おおむね妥当である と考えております。

ここで、また1つ今回新たにつけ加えられております電気止め刺し器の使用でございます。 こちらにつきましては、感電によって心臓を細動させて、その後、脳のほうに血が行かなく て脳虚血を起こして死亡させるという方法です。先ほどもお話ししましたが、免許取得の必 要もなく、薬物の残留もないということで、経済的な方法でもあるとされているところです。 また、シカやイノシシ等の大型狩猟動物でも、殺処分として使われ始めているという状況です。

ガイドラインによりますと、意識を消失した動物に対しての電気殺は人道的な方法とされておりまして、ただ、意識のある動物に対しては望ましくないとされておりますので、使用方法としては、まず、頭部のほうへ1回通電しまして、そこで意識を消失させた後に、心臓部へ通電させて心室細動を起こさせるという順番でやることが適切であろうとされております。

この方法を用いることによりまして対象動物を適切に保定できまして、また、コスト的にも優れているということから、今回、13次計画におきましては、苦痛を与えない方法としまして追加したいと考えてございます。

以上でございます。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

私は電気止め刺し器とかを使ったことがないのですけれども、委員の皆さんから御意見、 御質問があれば、よろしくお願いします。特に髙橋委員とか、実際に現場で使う可能性のあ る八尾委員とか、何か御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

髙橋委員、よろしくお願いいたします。

○髙橋委員 髙橋です。

数年前から、安楽殺処分に関しては、何をもって安楽殺というのかということは、我々獣 医大学の中でもそういうガイドラインを作ったりを行っている中です。

その中で、こういう止め刺しみたいな新しいものが出てきて、やはり視覚的な問題ですとか、実際に私もやったことがないので分からないのが正直なところで、殺される立場になったことがないので、何とも言えないのですけれども、やはり見た目ですとか、やる側の心情的なものに配慮していただいて、電気殺という一言ではなくて、恐らく基準があるはずです。何秒どういう方法ですとか、どういう電気の量なのかですとか、その辺のことは今後もやはり研究というのでしょうか、詰めていかないとという気はいたしております。

実際、私はやったことがないというか、麻酔は常に日常的に行っていますけれども、そういう殺処分に関しては、正直に言って、経験はございません。あまり的確なコメントにはなっていないかもしれませんけれども、以上でございます。

○山﨑(晃) 部会長 髙橋委員、ありがとうございました。

従事するほうの心の問題もいろいろあるのかなと思いますけれども、今の髙橋委員のコメントに対して、事務局のほうから何かございますか。

○佐藤森林再生担当課長 そうですね。確かにおっしゃるとおり、実際に電気止め刺しを使用する方の心情といいますか、そこの部分については、私もちょっと思い至らない部分もございました。

この適切な使用の仕方といいますか、何秒程度使ってとか、恐らくそういったものはある と思うのですけれども、今のお話の見た目とか、実際の動物がけいれんするような部分とか、 実際には発生するのだろうなとは思います。

何とも、どのようなお答えをしていいのか今はないのですが、一応、苦痛を与えない方法としては、アメリカのほうのマニュアル等でもある程度実績が認められている部分もあるのかなということで、今回、新たに止め刺しの手法として載せたいなと思っているところではあるのですけれども、申し訳ありませんが、今の髙橋委員に対してのお答えがなかなかはっきりできないところではございます。ただ、そういった部分にも配慮が必要ですよというところは、受け止めさせていただきます。

○山崎(晃) 部会長 事務局、ありがとうございました。

八尾委員、実際にこういうものを使って止め刺しをされた御経験とかはございますか。

○八尾委員 八尾でございます。

私は大物猟、狩猟という部分では直接担当したことはないのですが、もちろん目にしたこ

とは何度もございます。

最近、ここ数年、止め刺しという部分でいいますと、電気のこういうものを使うというのが主流になっていまして、現状の電気を使うものというのは、先ほど委員が言われましたように、苦痛という部分では計り知れないかもしれませんが、確実に止まるという部分では、数分間とか、そういうことではなくて、電気の棒なのですけれども、そういうものを数秒間与えますと、止まるというのは間違いないことでございます。

以上でございます。

○山﨑(晃)部会長 ありがとうございました。

数十秒ではなくて、数秒でということなのですかね。すぐ倒れるということでしょうか。 ○八尾委員 そうですね。けいれんしたりということはあるのですけれども、正直に言って、 けいれんも含めて、そのときにはもう意識はないとは思うのですよね。実際、5秒程度刺し ているというかね。ただ、暴れますから、これは当てるというよりは、やはり突き刺すとい うようなイメージです。そんな感じでございます。

○山﨑(晃)部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで、従事する人の心理面、それから、もちろん高圧の電気を使いますので、 安全も含めて、その辺りを少し配慮していただければいいかなと思いました。

この件に関して、ほかの委員の方、御意見、御質問はございますか。

石井委員、お願いします。

○石井委員 私もこれを見たこともないし、全く分からないのですが、今回、新しくこの方法を1つ明記するということなので、明記することは、私、反対しませんけれども、説明ができるような準備を少ししたほうがいいと思います。

アメリカのガイドラインだと、意識のある状態では望ましくないということが書いてある ので、止め刺しの際に最初に頭部に通電するということについて、何か調査とか、そういう データを用意しておくことが必要かなと思います。

望ましいと書いてあるので、いつもできるわけではないという感じに受け止められるのですが、ガイドラインとしては、頭部に最初に通電して意識を失わせて、その後、確実に心臓を止めるということが従事する人に分かるような、それと、繰り返しになりますけれども、何かそういうデータがあれば、論文とかがあると一番いいと思うのですが、そういうものがあれば、用意しておくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○山崎(晃) 部会長 石井委員、ありがとうございました。

では、事務局のほうでもう少し、例えば、他県の例とかも含めて、説明が必要なときによ どみなく答えられるようにということだと思いますけれども、御準備のほどをよろしくお願 いいたします。

- ○佐藤森林再生担当課長 その辺のエビデンスについても、もう少し調べておきたいと思っております。ありがとうございます。
- ○山崎(晃) 部会長 では、この件に関しては、以上でよろしいでしょうか。

それでは、次に、資料2-6「錯誤捕獲について」、事務局のほうから御説明をお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 錯誤捕獲の防止でございます。

今年度、10月に基本指針が告示されたところなのですけれども、そこの中で新たに錯誤捕獲の防止に関する項目が追加されたことを受けまして、東京都におきましても13次計画に盛り込むことを考えております。

まず、計画策定に際しまして、全国の自治体に錯誤捕獲の防止に関する既存資料の収集に 取りかかったところでございます。これが表2.1に資料の記載の一覧がございますけれども、 ずっと続きます。

こちらの資料を整理したところが表3.1となりまして、主に「①わなの設置」「②発見時の対応」「③放獣時の対応」「④見回り」の必要性、「⑤普及啓発」「⑥技術開発」の6項目について記載されておりました。

このように各県の記載内容を整理してございますが、こちらを一つ一つは御説明しませんけれども、各府県の内容の要点をこのように抽出してございます。例えば「③放獣時の対応」であればこうであるとか、そういった形で要点をまとめてございまして、一応、この内容に基づきまして、東京都での錯誤捕獲の状況を、奥多摩町をはじめとして自治体のほうに聞き取り調査を実施してございます。聞き取り調査の結果は表4.1に整理してございます。

内容としましては、錯誤捕獲が確認された哺乳類はツキノワグマとカモシカの2種でございました。

ツキノワグマの錯誤捕獲なのですが、これまで件数は少数だったのですけれども、今年度 3件発生しているところでございます。1件目がサル用の箱わな、2件目はイノシシ用箱わ な、3件目がシカ用くくりわなにかかってしまったところでございます。

ただ、現在、奥多摩町におきまして、クマの錯誤捕獲については、極力放獣の試みをして

おりまして、2件目のイノシシ用箱わなにかかったクマにつきましては、放獣することができたところでございます。

カモシカにつきましては、近年、カモシカの個体数が増加傾向なので、青梅猟友会のほうで、くくりわなによる錯誤捕獲が発生しているというヒアリングもあったところです。

こういった発生事例が報告されているところではありますが、一方で、ツキノワグマのように大型の場合ですと、複数人で対応するので、情報が残りやすいのですけれども、場合によっては捕獲従事者1名のみで現場対応している場合もあったりして、そういう場合には、錯誤捕獲の実態の情報を十分に得られているのかといった懸念もございます。

また、錯誤捕獲されたツキノワグマとカモシカを放獣する際なのですけれども、非常に危険を伴う作業となっております。なので、市町村のヒアリングの中でも、まず放獣場所の確保が問題であるというところと、あと、麻酔を扱える人材の確保も問題であるといったことが各市町村の皆様からお話をいただいたところでございます。

こうしたところを受けまして、都としましての方針でございますけれども、このように整理してみました。

残念ですが、現在、都のほうでは放獣への対応が十分でないため、まず、わなの設置の時点でわなの適正な使用を促す。錯誤捕獲を防止するための対応について指導するとともに、 万が一、錯誤捕獲された場合には、情報共有を徹底するよう、事業者あるいは各自治体と調整を図る必要があると考えております。

また、錯誤捕獲された場合には、適切な放獣先を確保した上で、放獣方法について、事前に情報収集、あるいは検討するとともに、事業者、各自治体に指導できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、わなの設置時、発見時、放獣時というこの3つの時点、これがまずは何といっても 最優先で対応していかなければいけないものと考えておりまして、これらの状況を踏まえま して、13次計画に錯誤捕獲の防止の項目追加を考えております。

以上です。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

そうですね。錯誤捕獲の場合には、技術的な問題もありますし、予算的な問題もあります し、たくさん課題があると思うのですけれども、今の御説明に関して、委員の皆さんから御 意見があれば、よろしくお願いいたします。

○石井委員 石井ですが、山﨑さんが手を挙げておられたようです。

- ○山﨑(晃)部会長 山﨑靖代委員、よろしくお願いいたします。
- 〇山﨑(靖)委員 錯誤捕獲で取った場合に、動物がすごく痛んでしまったりとかしたときでも、やはりどこかに逃がすということ、放獣をしなければいけないという感じなのでしょうか。
- ○山崎(晃)部会長 御質問ありがとうございます。

お答えはなかなか難しいと思うのですが、事務局のほうはいかがですか。特にくくりわななどだと、わなが相当食い込んだりすることもあるとは思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 そうですね。クマの放獣というのは非常に危険を伴う作業というところもございますし、そもそも放獣場所の確保であるとか、あるいは麻酔を実施していただく方の確保というのがまだ整備されていないところでありまして、一方で、今のお話のとおり、意図的ではないにしても、つかまったクマを放獣、要するに、そのまま殺処分ということではなく、放獣するのですかという御質問だとは思いますが、今、ツキノワグマにつきましては、東京都としましては、狩猟禁止鳥獣にしているというところもございまして、生息数等につきましても調査をしたところ、今のところ、都内で中央値で160頭程度ではないかとされています。

この数字は決して多くはない数字となっておりまして、そういう意味では、まだ守るべき 鳥獣です。これがもっとたくさんということになってしまいますと、逆の方向で管理してい くという考え方もあろうかと思いますが、現在は保護する動物であるという考え方になって おりまして、その意味では、本当に人家近くに出没してしまったというときには、もちろん 有害鳥獣捕獲といいますか、緊急的にやるというところなのですけれども、今のようなお話 の、意図せず錯誤捕獲、かかってしまったというときには、やはり極力放獣をするという方 向で考えているところでございます。

以上です。

- 〇山﨑(晃)部会長 山﨑靖代委員、これで大丈夫ですか。
 - あと、石井委員も手を挙げていらっしゃるのですか。よろしくお願いします。
- ○石井委員 質問なのですけれども、市町村へのヒアリングは、ツキノワグマとカモシカの 錯誤捕獲についてのみしたのかということ。つまり、ほかの中型食肉類とかもつかまったり することがあると思うのですけれども、それについては聞いているのかというのが1つです。 それから、コメントですが、計画案のほうにも関係があるのですけれども、錯誤捕獲とい

うのは、ツキノワグマ、カモシカに限らず、かけ方がきちんとしていれば、あまり起きないかもしれないのですが、ほかの中型食肉類などがかかる可能性があるわけですが、それについても、できるだけ情報を収集するということがどこかに入っているといいと思いました。

それから、もう一点ですが、資料の8ページだったか、青梅のヒアリング結果の中に、カモシカが個体数増加しているので、錯誤も発生しがちであるということになっていますけれども、カモシカについては、数はそんなに増えていないのだけれども、シカとの関係で生息域が変化していることによって、今までいないところにも現れてくることがあるような話も聞いたことがあるので、カモシカが増えているから錯誤もしがちになっているという断定はしないで、カモシカがいるところではできるだけ錯誤を避けるということを考えていく必要があるのではないかと思いました。

以上です。

○山﨑(晃)部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、まず、ヒアリングで聞き取った対象種の話ですね。あとは、 コメントということでしたけれども、それについて何かあればお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 このヒアリングというのは、東京都ツキノワグマ生息状況等調査 業務報告書の中で、基本的には、各自治体にそもそもツキノワグマに関しての聞き取り調査 を実施したところです。

今、我々も十分把握していなくて、クマとカモシカだけだったのか、中小のものも含めて聞いたのかというところは、この場でははっきりお答えできません。後ほど調べて御回答したいと思います。

2点目の中小の食肉類についても、情報収集をするといった文言があったほうがいいのではないかというところにつきましては、そのようにしたいと考えております。

3点目の青梅のカモシカについては、青梅のほうの聞き取りのコメントをそのまま書いて あるところではあるのですけれども、増えたからというのではなくて、生息域の変化による ことではないだろうかというところを今お話しいただいたところです。

そうですね。もちろん、そのような決めつけはしないで考えていきたいというところと、 今、石井委員が言われた、カモシカ類、クマももちろんですけれども、カモシカ類の生息の 可能性がある場所については、わなの設置についても、十分慎重にといいますか、適切な方 法でやるべきだという御意見については、全くそのとおりと考えております。

以上です。

○山﨑(晃) 部会長 ありがとうございました。

中型哺乳類についても、長野県などの統計では、かなりかかっているということが分かっていますので、これから情報収集をすれば、東京都の状況もいろいろ分かってくるのかなと思いました。

石井委員、よろしいですか。

- ○石井委員 はい。ありがとうございます。結構です。
- ○山﨑(晃)部会長 ほかの委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、次の資料に移りたいと思います。資料2-7「担い手育成について」、よろしくお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 それでは、次に「担い手育成について」でございます。

近年、大型獣類の市街地出没であるとか、農林業での鳥獣被害等が発生しているところで ございます。そういった中で、狩猟や有害鳥獣捕獲に関わる担い手が不足しているというこ とが、都だけではなく、全国的な問題となっているところでございます。

まず、全国的な動向なのですが、見ていただくとおり、狩猟免許の所持者はずっと下がってきていたところではあるのですが、近年は大体横ばいというところです。また、年齢層のほうが若干若い方といいますか、50歳以下の方が徐々に増加している傾向があるというところです。

東京都のほうはどうかといいますと、こちらが東京都になりますけれども、このように増加傾向であるというところと、やはり50歳以下の方がだんだん増えているところではございます。

ただ、狩猟免許所持者は増えてきているのですが、一方で、都内における狩猟者登録なのですけれども、見ていただくとおり、200から300の間で推移しているところです。免許所持者に対しまして、残念ながら、都内で狩猟者登録をされる方が非常に少ないという状況がございます。

こういった状況の中で、幾つか調べてみたところ、こちらは群馬県における取組なのですけれども、群馬県が非常に優良事例ということで取り上げられているところです。

群馬県におきましては、3つのステップで育成を図っているということで、ステップ1につきましては、まず、講習会等を開催しまして、農業者自身による捕獲を推進、また、市町村職員を対象とした鳥獣害防止対策指導者の育成等をしているというところです。

ステップ2としましては、日本獣医生命科学大学との連携による共同研究、実習、あるい

は人材育成のための鳥獣被害対策支援センターの設立等をしたというところ。

ステップ3としまして、地域住民を主体とした地域リーダーと行動専門技術者の育成研修 を実施しているというところです。

こういった取組によりまして、現在では地域住民と行政間で被害対策の基本的知識や手法、 対策意識等が共有されるなどして、地域住民が主体的に活動できる環境が整いつつあるとこ ろだそうです。

東京都におきましての担い手育成に関する課題が4つあると考えております。

まず、狩猟免許所持者は非常に多いのだけれども、残念ながら、狩猟者登録は極めて少ないというところ。

2つ目としまして、都内でも狩猟を行う機会があると認知されておらず、狩猟免許所持者 が都外で狩猟しているというところ。

3つ目としまして、狩猟免許を取得したとしても、仮に東京都内で狩猟するときに、どういうアプローチをしたらいいか分からないというところ。

4つ目としまして、都内の山は登山者やハイカーが多く、かつ、地形も奥多摩を中心としてかなり急峻な場所が多いということで、狩猟の難易度が高いとされているところです。

これらを踏まえまして、都における担い手育成の考え方なのですけれども、一応、3つの 段階で進めていきたいと考えております。

1つ目が狩猟経験者との交流会でございます。猟友会等の経験豊富な狩猟者と初心者の交流会を開催することによりまして、狩猟への関心度を高めて、狩猟者登録の増加につながるものと考えています。

また、このような機会を通じまして、先ほどお話しした狩猟のアプローチの方法が分からない初心者と経験者とのマッチングをしまして、狩猟への参加機会の創出に資すると考えております。

2つ目が普及啓発でございます。都内で狩猟ができるという認知度が低いというところから、積極的な情報発信が必要と考えております。猟友会の活動であるとか、狩猟者の活動の内容につきまして情報発信することや、狩猟の公的な役割等の普及啓発活動も必要と考えております。

3つ目としまして、狩猟免許所持者の捕獲体験でございます。交流会や普及啓発等を通じて、関心の高い方に対しまして鳥獣捕獲の実体験を積んでいただくような機会を作れればなと考えております。

こうした取組に当たりましては、都としても、どのようなスキルを持った担い手の方を何 名程度育成・確保していくのかといったところの考えも整理しながら進めてまいりたいと思 います。

以上です。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの件に関して、皆さんから御意見、御質問をお願いいたします。

山﨑靖代委員、お願いいたします。

- 〇山崎(靖)委員 よくこういうことで伺うのですが、今までずっと狩猟をされていた方たちが、自分たちの地元ではない方がいらしたりとか、新しい方との交流というか、そういうものをなかなかうまくできないということを聞いたことがあるのですけれども、そういうことに対しては、こういう新しい取組というか、交流会というのはいかがなのでしょうか。大丈夫かどうかというか、なかなかそれを受け入れ難いというか、そういうことがあるというのはよく聞いたことがあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- ○山﨑(晃)部会長 ありがとうございます。

事務局のほうではいかがですか。受け皿のほうの話だと思います。

○佐藤森林再生担当課長 山﨑委員が言われるように、確かに新参者といいますか、外から来た者に対しての空気があったりするようなお話は私も聞いたことがございます。ただ、このマッチングといいますか、交流会等につきましても、奥多摩町猟友会さんであったり、檜原村猟友会さんであったり、猟友会さんに十分趣旨を御説明して、もちろん猟友会のほうの意向を無視して進めるつもりは全くありませんし、また、実はこのマッチングにつきましては、今、少し検討を進めているところもございまして、もしそういったことができればどうですかということで、猟友会のほうにお話を聞いてみているところです。

猟友会さんとしましては、そこについては、結構前向きと言ったら変ですが、そういうお話はこちらもありがたいという受け止め方でお話しいただいている部分もございますので、今の山﨑委員の御心配は重々分かるのですけれども、そこにつきましては、猟友会さんと十分事前にその辺の意思疎通を図った上で、交流会なり、マッチングなりを無理のないように進めていきたいなと思っております。

以上です。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございます。

山﨑靖代委員、これで大丈夫ですか。

- ○山﨑(靖)委員 はい。
- ○山崎(晃) 部会長 八尾委員、この件に関して、何かコメント等はございますか。
- ○八尾委員 八尾でございます。

私も佐藤課長とお話をさせていただいたことがございます。この件に関しまして、私ども 東京都猟友会といたしましても、歓迎というか、賛成だと思っているところでございますが、 ただ、先ほど山﨑委員が言われたような部分というのは実際にあるのです。

この部分というのは、東京都猟友会の会員さんである方というのは、これは銃を持っているという部分で、いろいろな法律に関わることであるとか、当然なのですが、そういう非常に厳しい、きちんと守らなければいけない事項がいっぱいあるのですけれども、猟友会に所属すれば全ていいとは限らないと思うのですが、認識がちょっと少ない初心者の方が入ってきたときに、そういうことをしたら危ないとか、そういうことをしたら困るというような、実際のそういう部分が多々あるものですから、よくトラブルになると。

あと、先輩の狩猟家さんから注意を受けた。若い方は、そういうことがあると、何か文句を言われてしまった。だから、行きたくないかなという意見もよくありまして、東京都猟友会の事務のほうでも、そのようないろいろ苦情みたいなものがあるのも事実なのですけれども、一定の条件が整えば、東京都猟友会としても、現状、様々な地区でそういう担い手の取組は独自でやっておりますので、今後、できればこういう会を通じて貢献をしていきたいと、そう考えております。

以上でございます。

○山崎(晃)部会長 突然振って申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

やはりただむやみやたらと猟に入る人を増やせばいいということではないと思いますので、 少数精鋭でいいと思うのですけれども、管理に資するような人材をどう作り出していくかと いうことがポイントだと思いますので、その辺り、事務局のほうでもぜひ留意しながら進め ていただければと思います。

ほかの委員の方はよろしいですか。

それでは、2のシリーズの最後になりますけれども、傷病鳥獣について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○佐藤森林再生担当課長 「傷病鳥獣について」でございます。

現在、現行計画におきましては、①から⑥までの形で傷病鳥獣救護に関しての方針が定められているところです。①から⑥までなのですけれども、この基本方針については、今、事

務局としては3つほど課題があると考えております。

まず、1点目なのですが、基本方針④におきまして、生活被害を及ぼすカラス、ドバトは 救護の対象から除外すると明記されておりますけれども、さきの鳥獣部会でも御審議いただ きましたが、イノシシであるとか、あるいは先ほどのムクドリがそこに記載されていないと いう部分もございます。

2点目としましては、傷病鳥獣保護対応マニュアルというものがございますが、そちらの ほうでは、有害鳥獣に挙げられた野生鳥獣については、都は保護の対象としないという形で 明記されているのですけれども、マニュアルのほうで対象としないと明記しておきながら、 こちらにつきましては、ドバトやカラスというように対象種を限定して表記している部分が ございます。

また、今お話ししましたマニュアルにつきましても、平成17年策定ということで、これ以降、なかなか新たな更新が滞っているところがありまして、そこの部分についても更新が必要だと考えております。

今回、傷病鳥獣救護の考え方を整理するに当たりまして、他府県の基本方針や運用内容について、調べてみたところでございます。

補足資料にまとめてございますけれども、基本的には各府県の事業計画におきまして、救護の対象としない鳥獣種名を明記しているのは7府県でございました。また、各道府県のホームページを確認したところ、計画ではなくて実際の運用の場面で保護対象とする種と保護対象外とする種の両方を記載されていたのが11自治体、保護対象のみが記載されていたのが2自治体となっておりました。

このうちイノシシについては、全ての府県で表記されているのですけれども、ムクドリについては、3府県のみでの記載となっておりました。イノシシ、ムクドリを対象としない理由につきましては、個体数が多いこと、農林水産被害を起こすこと、あるいは生活環境被害を起こすこととされておりました。

各府県の保護対象とする種の条件としましては、人間の活動によりけがをした野生鳥獣であるとか、希少な野生鳥獣、あるいは標識調査等のための鳥類などが挙げられておりました。

また、保護対象外とする種の条件としましては、野生鳥獣のひなや幼獣、あるいは外来種、 農林水産業への生活環境被害などを引き起こしている予察捕獲対象鳥獣などが挙げられてい たところでございます。

こうした事例を踏まえまして、東京都の第13次計画にどのように反映していくかというと

ころなのですけれども、13次計画では保護の対象種を定義すること、そして、対象外の鳥獣は「予察表記載種」としてはっきり種を明示すること、国内由来の外来種を含めた外来種を対象から外すことを方針と考えました。

それを踏まえた修正といいますか、第13次計画に盛り込む内容は以下の①から®となっております。

この中で、保護対象種として希少種と野生復帰の見込める個体と、もともと12次計画においても、そのような表記をしていたところなのですが、もともと鳥獣の種というのは自然の一部であることから、今回、そこの部分につきましては「人為的な要因で傷つき」というところを新たに追加して書いてあるところでございます。

また、③④になりますが、③のところで、先ほどお話ししたとおり、保護対象外とするのは基本的には予察表に載っている鳥獣ということ、はっきりこのように明記をしたというところ、そして、④でございますけれども、こちらのほうに国内外来種も含めた外来種は保護対象外ですよというところをはっきり明記したというところでございます。

⑤につきましては、マニュアルについては、必要に応じて見直しを検討するというところも記載いたしました。

その他の事項につきましては、現行計画のままとなっております。

以上でございます。

- ○山﨑(晃)部会長 ありがとうございました。
 - 1点確認なのですけれども、予察表というのは資料のどこかに入っているのですか。
- ○佐藤森林再生担当課長 素案の中にあります。現行計画ですと24ページから25ページぐらいのところに載ってございます。
- ○山崎(晃)部会長 分かりました。
- ○佐藤森林再生担当課長 この辺でございます。後ほどまた簡単に御確認いただきますが。
- ○山崎(晃)部会長 ありがとうございます。

ちょっと気になったのは、タヌキとかサルというのはどうなのかなと思ったのですけれど も、まず、委員の皆さんから御意見、御質問をお願いいたします。

田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員 田尻です。

幾つか確認があるのですが、まず1つ目が、表3-1の3に書いてあるところなのですけれども、保護の対象としない種というところで「ハト類」というのがあって、キジバトとい

うのも入っている。ドバトは分かるのですけれども、キジバトがなぜ入っているのかなというのと、あと、都内で見られるハトはこの2 種類だけでもないので、種が決まっているのであれば「ハト類」の「類」を取ってしまって、ドバトとキジバトと種名で並べたほうがよいのではないかというのが1つ意見でございます。もしかしたら、カラスについても、そうかもしれないのですけれども、これが1つ。

あと、もう一つ、これは確認なのですが、1ページの下の小さいほうの四角の (2) の「外来種、有害鳥獣に上げられている野生鳥獣については」のところで「その者の責任で行い、都に報告する」とあるのですけれども、これは私どもの事務所にも結構たくさん、拾ったのだが都で対応してもらえなかったのでという電話がかかってきたりするので、そのときには、皆さんにやっていただいて、都のほうに報告してくださいねとお伝えすればよろしいのかなという確認です。

以上2点になります。よろしくお願いいたします。

- ○山﨑(晃) 部会長 それでは、事務局から回答をお願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 まず、キジバトについてなのですが、お話のとおり、確かに予察表には載せておりません。ただ、キジバトは、農林業の部分で被害があるということで、今回、キジバトも載せてあるところなのですが、確かに趣旨としましては農産物被害ということで載せてありますけれども、一方で、確かに予察表のほうでは「ドバト」となっております。ここの部分については、一度頂きまして、検討させていただきます。

あと、2点目は、途中の通信がちょっと悪かったところもあって、十分聞き取れなかった のですが、もう一度御質問いただけますでしょうか。

- ○田尻委員 ハトのところでもう一つあって「ハト類(ドバト、キジバト)」となっている のですけれども、都内に生息しているハトはこの2種類だけではなくて、例えば、アオバト とか違う種類もおりますので、種が決まっているのであれば、ハト類で括弧は取ってしまっ て、種名としてドバト、キジバトと書くほうがいいのではないのかなという意見が1つあり ました。
- ○佐藤森林再生担当課長 それはそのようにいたします。
- ○田尻委員 ありがとうございます。

もう一つが、(2)の外来種と有害鳥獣のところの保護なのですが、私どもの事務所にも、 保護したいのだけれども、都に連絡したがどうにもならなくてという問合せがあったりもす るのですけれども、そうしたら、御本人の責任でやっていただいて、保護されたことは都の ほうに報告していただくという形になっていますよというお答えをすればよろしいのでしょ うかという質問でした。

- ○佐藤森林再生担当課長 そのようにしていただければと思います。
- ○田尻委員 ありがとうございます。
- ○山﨑(晃) 部会長 では、この件はこれでよろしいですか。

予察表との整合性については、もう一度チェックいただくということで、よろしくお願い いたします。

- ○佐藤森林再生担当課長 はい。確認いたします。
- ○山崎(晃)部会長 ほかの委員の方から何かございますか。よろしいですか。 それでは、資料2-2から2-8まで御説明いただきましたので、最後に、資料1-2に 移るということでよろしいですか。
- ○佐藤森林再生担当課長 ここまで御審議いただきましたけれども、最後に、それを計画に どのような文言で反映しているかといったところで、この場所でこのように反映しています というのを確認いただければと思います。
- ○山﨑(晃)部会長 では、御説明をよろしくお願いいたします。
- ○佐藤森林再生担当課長 それでは、資料1-2「新旧対照表」で御説明してまいります。 まず、目次がございますけれども、目次の中に「錯誤捕獲の防止」「鳥類の鉛中毒防止」 「高病原性鳥インフルエンザ」等の感染症、あるいは「大型獣類の市街地出没への対応」と いった新たな項目を設置してございます。赤い見出しになっているところです。

それでは、本文のほうに移ってまいります。

「はじめに」と第一は飛ばしまして「第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」でございます。

こちらの中で、8ページのここの部分でございますけれども、こちらは12次のときにはラムサール条約湿地潜在候補地として選定されていました東京湾の干潟・浅瀬が、その後、2018年にラムサールの湿地として登録されたということで、その内容を受けて文章を修正しております。

続きまして、11ページの「①鳥獣保護区の指定計画」でございますけれども、本日御検討いただいております生息地回廊を含めまして、新たな計画はなしと考えております。

「②既指定鳥獣保護区の偏向計画」でございますが、こちらにつきまして、次期13次計画の期間中に満了となる、全部で10か所になりますけれども、そこの期間を20年間延長するこ

とと考えております。

続きまして「第三 鳥獣の人工増殖に関する事項」に移ってまいります。

少し飛びましてこの部分なのですけれども、こちらについては、本年3月にオガサワラカ ワラヒワの保護増殖事業計画の答申が出たということで、オガサワラカワラヒワを追記して いるというところでございます。

「2 放鳥獣等」でございますけれども、こちらにつきまして、基本指針に示されている項目とされたというところで、新たに追記しているところです。

次に「第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」でございますが、「③狩猟禁止鳥獣」でございますけれども、ツキノワグマについては、引き続き狩猟禁止鳥獣としていきますと書いてございます。

また、この辺ですけれども、錯誤捕獲についての内容も少し文言として盛り込んでございます。

次に「(3)外来鳥獣」ですけれども、こちらについては、国内由来の外来鳥獣について も明示するということで、国内由来の外来鳥獣と国外と併せて表現する場合には「外来鳥獣 等」と表現するように定義したところです。

少し飛びまして、こちらでございますが、ツキノワグマは「クマ類」とされていたところですが「ツキノワグマ」としたところでございます。

少し飛びまして、26ページの「(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」というところですけれども、こちらにつきまして、有害鳥獣捕獲の基本的な考え方、こちらは「ニホンジカ及びイノシシといった」という形で具体的な内容に修正をしたところでございます。

また、先ほどちょっとお話がありましたけれども、こちらは予察捕獲の表になっております。こちらのほうにウミネコ、あるいはムクドリの生活環境を新たに書いてあるというところと、こちらの欄外の※2のところで、ウミネコについては、留意種であることから、最低限の捕獲に限りますといったようなところが書いてあるところでございます。

申し訳ありません。今、17時37分というところで、予定を既にオーバーしておりますが、 このような確認が続くのですけれども、このまま続けてしまってよろしいでしょうか。

〇山﨑(晃) 部会長 委員の皆さん、いかがですか。もし御都合が悪い方がいらっしゃった ら、おっしゃってください。大丈夫ですか。

では、引き続き説明のほうをお願いします。

○佐藤森林再生担当課長 それでは、簡潔に参ります。

30ページの「④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定」の中で「ア 許可対象者」の部分でございます。こちらは以前の表記がやや読みにくい内容となっておりましたので、今回、内容を改めて整理して、全体的に見直したところでございます。

続いて、36ページになりますけれども、こちらの「4-1 捕獲許可した者への指導」で ございます。こちらのこの部分となりますけれども、感染症に罹患した野生鳥獣の取扱い、 あるいは被害防止目的で捕獲した外来鳥獣の扱いについて追記したところです。また、ここ で本日御検討いただいた電気止め刺し器の使用についても追記したところです。

「(5)錯誤捕獲の防止」につきましても、先ほどのような内容で追記したところです。 39ページになりますが「(3)特定猟具使用禁止区域指定内訳」ということで、こちらは 神津島村1か所、利島1か所、八丈町4か所の計6か所となっております。次期計画期間中にこの6か所が満了を迎えるということで、10年延長するという内容になっております。

なお、ここでおわびがございます。前回の鳥獣部会のときには8地区で御案内しておりましたが、本年10月末で期間が満了するところを2地区含めてございましたので、その2地区を除いた6地区に訂正してございます。

次に「第六 特定計画の作成に関する事項」ですけれども、特定計画については、本計画 期間については、第一種特定鳥獣保護計画は作成しないという考えでございます。

45ページになりますが、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画を引き続き策定というところでございます。

こちらの「第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項」でございますけれども、こちらについては、引き続きツキノワグマやニホンカモシカ、アカガシラカラスバト等の調査を継続して実施するという形になっております。

「第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項」でございますが、こちらの中で、ちょっと飛びますが、先ほど「担い手の育成」というところで御説明した担い手育成について、この辺りの部分であるとか、この辺りで方針を書いてあるところでございます。

最後の章になります。「第九 その他」になってきますけれども「1 傷病鳥獣救護の基本的な対応」ということで、こちらにつきまして、①から先ほどお示しした⑧までということで、このように記載してございます。

57ページは、鉛中毒の発生防止であるとか、感染症に対しての対応を記載しておりまして、 豚熱とかもありますが、こちらのほうには、SFTSということで、近年、シカにつくマダニを 媒体にした感染症の広がりが懸念されているということで、こちらも記載したところでございます。

「5 大型獣類の市街地出没への対応」というところで、こちらも盛り込んでございます。 長らくすみませんでした。最後に、65ページは小笠原諸島における鳥獣保護等についてと いうことで、先ほどもお話ししました「③オガサワラカワラヒワ保護増殖事業」を追記して いるところでございます。

申し訳ありませんでした。以上で説明を終了いたします。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

時間の関係でかなり駆け足の御説明だったのですけれども、この件に関しまして、皆さんから御意見、御質問をよろしくお願いいたします。

石井委員、よろしくお願いいたします。

○石井委員 手短にしますが、資料1-1の36ページに「(5)錯誤捕獲の防止」というところがありますね。ここの書きぶりが基本指針でもこうなっているのか、ほかも、神奈川県なのですけれども、同じようになっているのですけれども「ツキノワグマやカモシカ等の生息地であって」というところの「等」に何が含まれるのだろうか。

それは分からないのですけれども、ツキノワグマやカモシカに特化した問題だという認識であれば、その後の「錯誤捕獲のおそれがある」というのは、「これらの」とか「これらの動物の錯誤捕獲」としたほうが限定されるかなと思います。そうではなくて、鳥獣一般何でも錯誤捕獲されたら、それを錯誤捕獲と認識しているのだったら、このままでもいいのかなと思うのですけれども、そこら辺がちょっと曖昧なので、何か工夫できないかなと思ったのが1点です。

もう一点は、51ページから「(1)捕獲等情報収集調査」というのがあって、52ページの 冒頭に「錯誤捕獲については、必要な情報の項目」といろいろ書いてありますね。ここはツ キノワグマ、カモシカに限らず、先ほど出てきた中型食肉類とか、場合によっては鳥まで、 箱わななどを含むと思うのですけれども、ここについては、このように書かれているわけで すから、なかなか今までできていなかった錯誤捕獲全般に関する調査と実態報告できる仕組 みというのを検討してもらいたいなと思います。

計画の書きぶりとしてはこれでいいと思うのですけれども、ここは今回の基本指針の改定 に当たっても、かなり注意しながら錯誤捕獲の問題を取り上げてきましたので、運用上、こ このところを東京都としてもきちんとしていくと。なかなかすぐには完璧な情報というのは 得られないかもしれませんけれども、何とかそういう情報収集をしていけるような仕組みを 考えていただきたい。これは要望です。

以上です。

○山﨑(晃)部会長 石井委員、ありがとうございました。

そうしたら、事務局のほう、1点目のカモシカ、ツキノワグマに特化した話なのかという 部分と、2点目は御意見でしたので、いかがですか。

○佐藤森林再生担当課長 まず、1点目のこれは「ツキノワグマ、カモシカ等」となっていますけれども、事実上クマ、カモシカを特定といいますか、それを考えているのか、それとも錯誤捕獲される鳥獣全般なのかという御質問です。

そこにつきましては、どうしても我々のところに入ってくる情報がクマ、あるいはカモシカという部分でございまして、中小の動物といいますか、哺乳類の情報がそれほど入ってこないというところもありまして、ここでクマ、カモシカなどとしているところですけれども、あくまでも錯誤捕獲される野生鳥獣全般という認識でございます。

2点目のぜひそうしてくださいというお話、実際にこういう報告が上がってくる仕組み作りのところが大事ですというお話でございます。そこについては、全くそのとおりと思っておりまして、現在、錯誤捕獲について、クマやカモシカももちろんなのですけれども、先ほど我々の課題のほうでもお示ししたとおり、そういった必要な情報が十分に上がっているのかといった懸念、認識がございますので、そういった必要な情報の項目がきちんと上がってくる仕組み作りが大事だという、今後、そこをしっかりやってくださいという御意見につきましては、その認識でございます。どうもありがとうございます。

○山﨑(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

そうですね。錯誤捕獲については、全般に取り扱うという考え方のほうがいいのかなと私 も思いました。

石井委員、よろしいですか。

- ○石井委員はい。分かりました。ありがとうございます。
- ○山﨑(晃)部会長 ほかの委員の方から何かございましたら、よろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。

時間もかなり超過してしまいましたけれども、ほかに御意見はございませんか。

それでは、事務局のほうで用意してくださった資料の説明は全部終わりましたので、今日 審議いただいた結果に基づいて、また事務局のほう、次回の部会までにお取りまとめのほう をよろしくお願いいたします。

それでは、次に、今後のスケジュールについて、事務局より御説明をお願いいたします。 〇佐藤森林再生担当課長 今後のスケジュールを資料3で御説明します。

本日、12月1日、鳥獣部会を開催したところでございます。本日頂いた意見を踏まえまして、これから計画の作成をさらに進めてまいります。

この後、都のほうで1月下旬に予定しております来年度の予算原案の発表を受けまして、 2月初頭前後に、シカのほうはシカ管理計画検討会、また、鳥獣部会、本審議会という形で パブコメ案を御審議いただく予定でございます。審議いただきまして、その後すぐパブコメ を30日間実施、それと並行いたしまして、都議会での報告、あるいは利害関係者への意見照 会等を実施してまいります。

こうしたことを踏まえて、最終的に3月の中下旬になりますが、そこで再びシカ管理計画 検討会、申し訳ありません。本審議会が消えておりますけれども、鳥獣部会、本審議会とや りまして、最後に、告示という形でやっていきたいと思っております。

大変タイトなスケジュールになってまいります。委員の皆様には申し訳ありませんけれど も、引き続きぜひ御協力をお願いいたします。

以上です。

○山崎(晃)部会長 御説明ありがとうございました。

一応、これで今日の審議は全て終了ということになると思うのですけれども、事務局から 連絡事項などがありましたら、よろしくお願いいたします。

- ○千田計画課長 部会長、どうもありがとうございました。本日は、長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局からは以上でございます。
- ○山﨑(晃) 部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第2回「鳥獣部会」を閉会とさせていただきます。今日はありがとう ございました。